

平成 2 8 年度東京都税制調査会

第 1 回 小委員会

〔税への理解を深める取組
に関する資料〕

平成 2 8 年 6 月 3 日

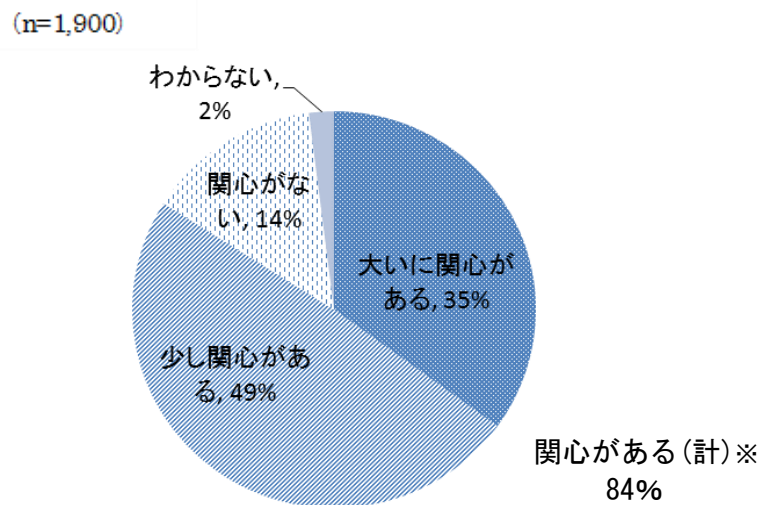
税への理解を深める取組に関する資料 目次

資 料 名	頁
検討の背景① 都民の税に対する関心は非常に高い	1
検討の背景② 中間層の痛税感が大きい	2
検討の背景③ 選挙権年齢引き下げに伴う若年層の社会参加	3
検討の背景④ 平成26年度の都税の徴収率は過去最高の98.1%	4
税に対する理解を深める上での課題（広報）	5
税に対する理解を深める上での課題（租税教育）	6
東京都の取組 ①広報活動の現状	7
広報活動の例	8
東京都の取組 ②広聴活動	9
平成23年度税制改正大綱（H22.12.16）より抜粋	10
平成26年度東京都税制調査会答申より抜粋	11
租税教育推進体制と協議会設置の経緯	12
財政・租税教育の取組の現状（財務省・国税庁）	13
租税教育の取組（東京都）	14
（参考）高等学校における租税教育の取組例 －都立稔ヶ丘高等学校	15

検討の背景① 都民の税に対する関心は非常に高い

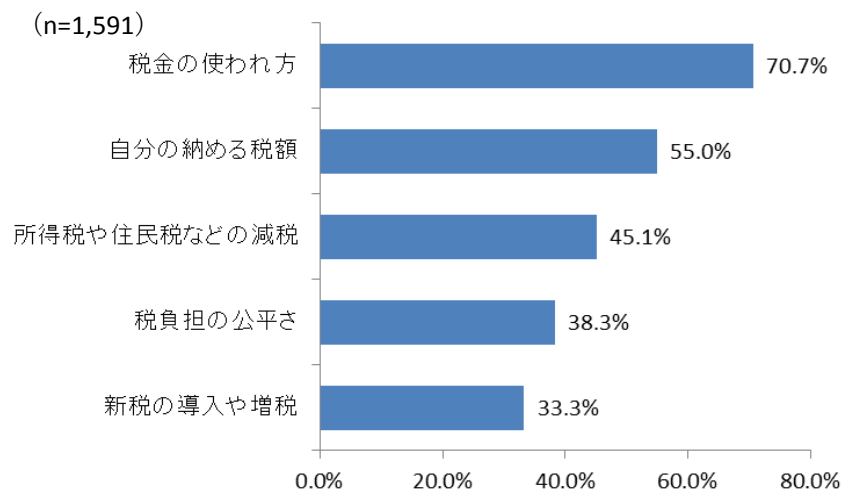
- 税金について関心があるかどうか聞いたところ、『関心がある（計）』は84%となっている。
- 税金に『関心がある（計）』と答えた人（1,591人）にその内容を聞いたところ、「税金の使われ方」（71%）が最も多く、次いで「自分の納める税額」、「所得税や住民税などの減税」、「税負担の不公平さ」などの順となっている。

Q. あなたは、税について関心がありますか。



※『関心がある（計）』は「大いに関心がある」「少し関心がある」の合計。

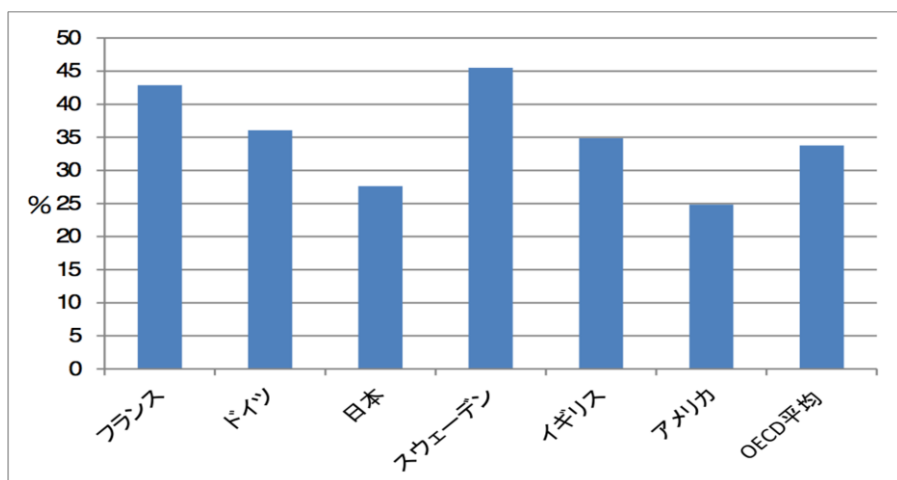
Q. 関心を持っているのはどのようなことですか。
(複数回答)



検討の背景② 中間層の痛税感が大きい

- 我が国の租税負担率は先進国において最低水準であるにもかかわらず、中間層の痛税感は大きい
- このことは、税負担に見合うサービス給付を実感できず、税金を負担させられているという意識が強いためと考えられる。

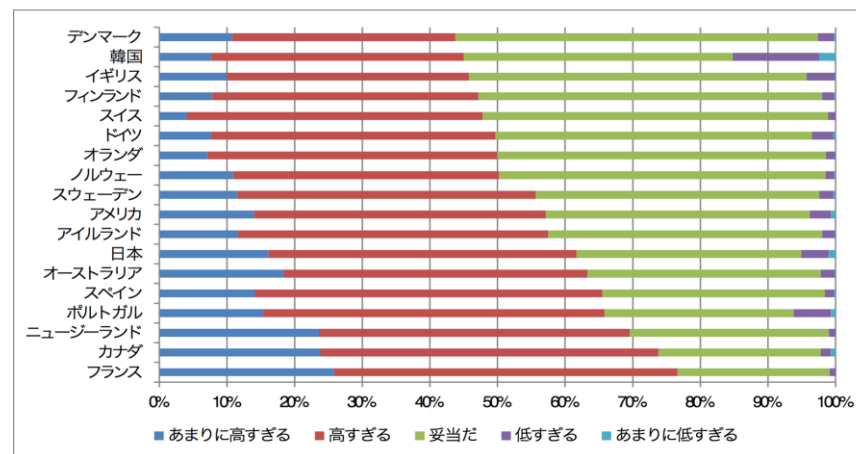
租税負担率が低い



OECD Tax Statisticsより作成。2011年の比較。

中間層の「痛税感」が北欧よりも大きい事実

中間層の税負担をどう思うか？

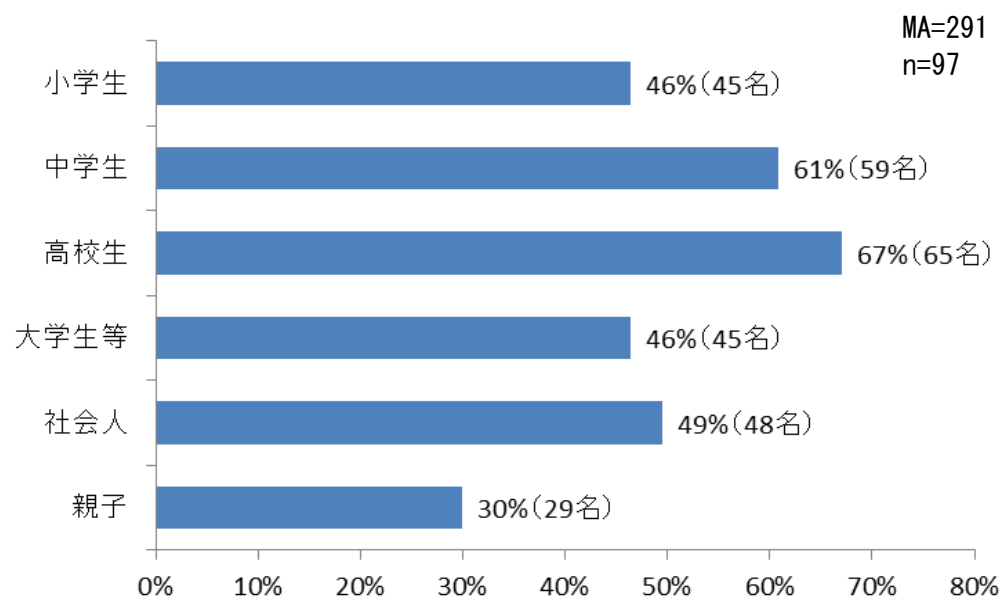


ISSP Role of Government 2006 より作成。

検討の背景③ 選挙権年齢引き下げに伴う若年層の社会参加

- 公職選挙法等改正法が平成27年6月に成立し、平成28年6月19日以降に行われる選挙から選挙権年齢が引き下げられ、都内では、18歳、19歳の24万人が新たに選挙権を得ることとなる。
- 税負担のあり方や税の使い道の決定にかかわる選挙への参加は、税と社会との関わりへの関心を高める絶好の機会。

Q. どのような世代に向けての租税教室が重要だと思いますか？（複数回答）

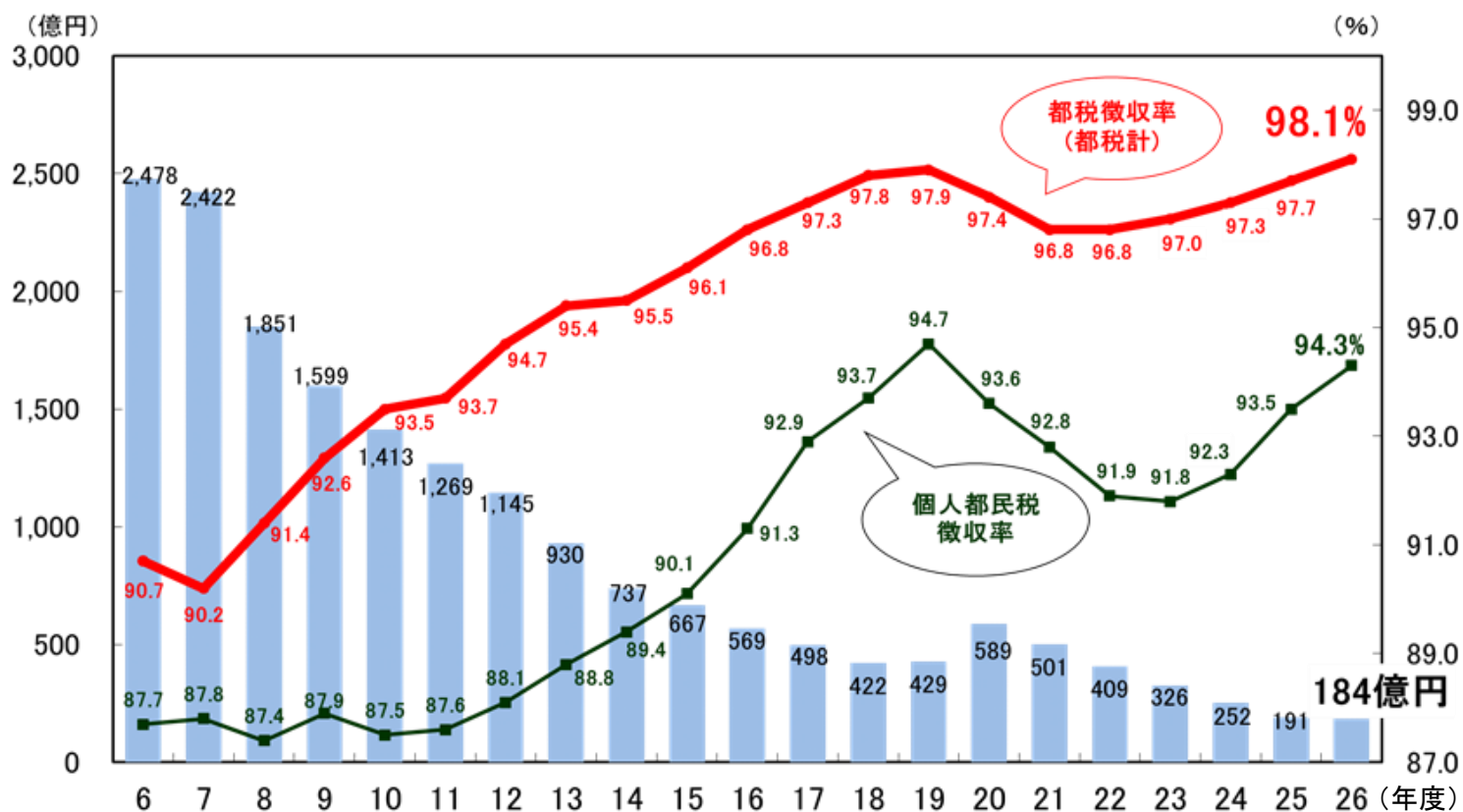


（都税広報モニター意見）

- 今後選挙権が18歳以上になることを考えると、税の仕組みや納税の必要性をしっかりと学ぶことが望まれるため、大学生、社会人への教室は重要。（60代女性）
- ある程度税金について現実味が持てる年代向けに行うことで真剣に知識の習得をすることができるため、高校生、大学生、社会人への租税教室は重要。（20代女性）
- 各教育機関で世代に応じた税金の仕組みを学ぶことは、将来政治に関心を持つことにつながる。（50代男性）

検討の背景④ 平成26年度の都税の徴収率は過去最高の98.1%

- 納税者の利便性向上による新規滞納の抑制、個々の状況に配慮したきめ細かな滞納整理などにより、平成26年度の徴収率は過去最高となる98.1%となった。
- 徴収確保に向けた取り組みを進めると同時に、今後は、「納税者に納得して納めていただく」ことに主眼を置いた取組が求められる。



注 東京都主税局徴収部作成資料 「都税徴収率・滞納繰越額の推移」。

税に対する理解を深める上での課題（広報）～モニター意見より抜粋～

○都民のニーズに即した情報発信となっていない

- ・区民税に比べて、都税を納税するメリットを感じにくい。都税により実施されている事業をもっと具体的に周知したらどうか。
(60代女性)
- ・国と都と区市町村のそれぞれの税金がどのように課税されていて、どのように使われているのかよく分からない。もっと積極的に知らせる努力が必要。(40代男性)
- ・現在、広報に活用している場所は「自分たちが使いやすい場所」であって、「情報が届きやすい場所」ではありません。情報の受け取り手の立場に立っていないことの表れだと思います。(20代男性)

○納税と受益の関係が見えにくい

- ・社会人となっていく若い年齢層を中心に、税の恩恵を受けているありがたみが分かる発信場所があると、働きがいにもつながっていくような気がします。(50代女性)
- ・納税は負担を感じている人がほとんどなのでそれに見合う公共の利益が見えてこなければ積極的に納税したいとは思えなくなる。(60代男性)

○専門用語が多く、仕組みが複雑なため、理解が難しい

- ・税金の振り込み用紙に同封されている税金についての話も難しい内容ばかりで解りにくく、友人たちも税金について分かっていない様子でした。(20代女性)
- ・都税に関することは難しい内容なので、東京都主税局のホームページを見てもわからず、難しい内容だと感じてしまいます。
(20代女性)

税に対する理解を深める上での課題（租税教育）

○高校生向けの租税教室の実施率は全国と比較して低い

平成26年度租税教室開催実績（東京都内）

	小学校	中学校	高校	大学等
開催校数	844校	260校	34校	66校
開催校割合	62.3%	31.5%	7.7%	
開催校割合（全国）	63.3%	27.7%	24.0%	

（出典）東京都租税教育推進協議会「平成26年度事業報告」

○選挙権年齢の引き下げを踏まえた内容の充実が必要

東京都の取組 ①広報活動の現状

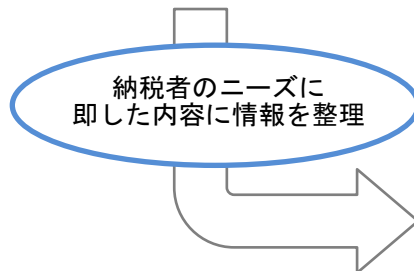
	種類	概要	実施回数	数量等	
紙媒体	ポスター	①各税目の納期、申告期限等を周知 ②納税方法、軽減制度、各種届出等など特定のテーマについて周知 ・官公署、交通機関車内吊り	①年9回 ②年1回	①平均 7,000部 ②14,100部	
	冊子	ガイドブック都税	・都税を分かりやすく解説した冊子 ・英語、中国語、ハングル語版も作成	年1回	94,200部
		不動産と税金	・不動産に関する税金をまとめて解説した冊子 ・都税事務所、官公署、金融機関等で配布	年1回	103,250部
	主税局広報紙 「あなたと都税」		・都税に関する月刊広報紙 ・都税事務所、官公署、鉄道駅等で配布	年12回	37,100部
	東京都、区市町村、納税協力団体等広報紙		・納期のお知らせ、税制改正など。	随時	
	新聞広告		・納税方法、軽減制度、各種届出等に関する特定のテーマを周知 ・日刊6紙に掲載	年1回	半3段
	事務所広報印刷物		・各都税事務所にて地域にあった内容を広報	随時	
動画媒体	電光掲示板 (デジタルサイン)	・各税目の納期、申告期限等を動画で周知 ・都庁舎内の行事案内表示板、新宿西口情報案内板等	随時		
	ステーションビジョン (地下鉄ホーム壁面ビジョン)	各税目の納期、申告期限等を音声付動画で周知	年7回	各回 1週間	
	You Tube TOKYO MOVIE	納期周知や軽減制度等に関する動画を掲載	常時		
その他	ホームページ	都税全般にわたる情報を周知	常時		
	SNS (Twitter、Facebook)	都税全般にわたる情報を周知	常時		
	東京都提供 テレビ・ラジオ	東京都提供番組で納期や公売情報等を放映	随時		
	納税キャンペーン	「税を知る週間」を中心に、街頭等でチラシ・PRグッズ等を配布し、納期内納税等について依頼	年150回		
	納税通知書への チラシ同封	・「納税通知書のみかた」「Q&A」を同封	随時	固定資産税 300万件 自動車税 200万件	

注 東京都主税局総務部作成資料より作成。

広報活動の例

○納税通知書発布時期をとらえた税制度の周知

固定資産税の納税通知の内容を分かりやすく見直し[対象300万件]



(都税広報モニター意見)

- ・減額など納税者にお得な情報を積極的に知らせて欲しい。(50代女性)

土地や家屋をお持ちの方へ(平成28年度 固定資産税・都市計画税)

平成28年度の納税通知書は、平成28年1月1日現在、東京都23区内に土地や家屋をお持ちの方に送付されています。

- 固定資産税・都市計画税の税額は、固定資産課税台帳に登録された価格(固定資産評価額)を基礎として、税率(固定資産税1.4%、都市計画税0.3%)を乗じて算出します。
- 価格は3年に一度見直しが行われます。次の見直し時期は平成30年度です。
- 平成28年度の価格等は、原則として平成27年度の価格がベースとなりますが、転売については負担調整措置により上昇する場合があります。詳しくは裏紙をご覧ください。
- 平成28年度の価格等については、平成28年6月30日まで、土地や家屋が存在する区にある都税事務所で届出することができます。

申告・申請はお済みですか？

申告・申請をしておくと、税が軽減される場合があります。

- 固定資産税減額特例
 - 新築した年(1月1日前築の場合はその年)の1月31日までに申告してください。
- 新築のための建築費を行った住宅
 - 新築した年の翌々年(1月1日前築の場合は翌年)の2月末までに申告してください。
- 新築した、バリアフリー、施工後改修を行った住宅
 - 改修が完了した日から3ヶ月以内に申告・申請してください。
- 道路(セットバック部分等)
 - 土地の一部がセットバック部分により道路として広く不特定多数の人に利用されており、所定の条件を満たす場合は、道路部分の固定資産税・都市計画税が非課税となります。
 - 年内に申告していただいた場合、要件を満たしていることを確認したもついで、翌年度から適用されます。

住宅用地の申告をお願いします

自宅の敷地に利用されている土地は、税負担が軽減されています。次のような場合には、平成29年1月31日までに申告してください。

- ① 家屋を新築又は増築した
- ② 家屋の全部又は一部を取り壊した
- ③ 1月1日現在、住宅を建て替えている
- ④ 家屋の全部又は一部を申請を変更した
- ⑤ 土地の利用状況を変更した

海外へ移転される場合は、納税整理人を定めて申告してください

～空き家は適正に管理してください～

相続などにより空き家となった家屋をそのままにしておく、廃棄、防犯上の問題や、隣家の迷惑も出てきます。区から注意を受ける住宅用地の税額が上げられる場合がありますので、空き家をお持ちの方は適正な管理をお願いします。

災害等で土地や家屋が被害を受けた方へ

地震や風水害、火災などにより23区内にある土地や家屋が被害を受けた場合、被災の程度に応じて税の減免が受けられます。「防災証明」など、被害の事実が証明できる書類を添えて申請してください。

被災の程度	減免割合	
加害、火災等	7割以上(半壊、全壊)	1.0割
	5割以上7割未満(大規模半壊、半壊)	7割
	2割以上5割未満(半壊、半壊)	5割
	床以上壊された家屋	5割

(注: 床部分のみ対象)



【お問合せ先】

土地や家屋が存在する区にある都税事務所(固定資産税課・固定資産評価課)へお問い合わせください。税に関する詳しい内容や資料については、主税局ホームページをご覧ください。

URL: <http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

都税職員や事務官などを名乗った取り返しの請求にご注意ください!

東京都主税局 TAX@TOKYO

○ライフステージの各場面に応じた情報発信

～住宅展示場を会場とした「住まいと都税」のキャンペーン～



主税局ブースでの税務相談



展示場内で家屋評価のポイントを説明

(都税広報モニター意見)

- ・社会人向けの租税教室は、生活に役立つ税知識をテーマに実施すると良い。住宅メーカーとタイアップした体験型固定資産税セミナーを開催してはどうか。(70代男性)

○納税者の視点を取り入れた情報発信

税のしくみや使い道について読者に分かりやすく伝えるため、月間広報紙面を刷新するとともに、社会で活躍している方を通じて税情報を発信。

(都税広報モニター意見)

- ・税の負担割合と還元が都民に理解されるよう努めるべき。
- ・マクロ的な視点「どのように税が還元されているか」とミクロ的な視点「救急車を一回呼んだらどのくらい税金が必要か。」といったものを組み合わせて見せると良い。(50代男性)
- ・土地の評価がどのように算定されているか普通の人は分からない。(40代男性)



東京都の取組 ②広聴活動

○都税広報モニター（平成27年度実施概要）

【実施期間】 平成27年5月から平成28年3月まで

【応募要件】 ・ 都内在住、在勤又は在学中で満20歳以上の方
・ 都税の納税者又は同一世帯に納税者がいる方 など

【人数】 100名

（応募者558名から年齢、性別、職業、住所地の構成等に考慮し、作文審査の上選考）

【実施内容】

（1）インターネットによるアンケート調査 … 3回実施

① 広報印刷物について（ポスター、月間広報紙）

② 租税教育について

③ 広報全般について（効果的な広報媒体、ホームページ）

（2）租税教室の参観・意見交換会 … 2回実施

① 親子税金教室

② 社会人向け税金教室

（3）都税広報モニター会議



○税務相談活動

都庁舎や都税事務所に都税相談コーナーを設置

・ 税務相談等の受付件数（来所・電話・文書）

	課税関係	徴収関係	国税関係	その他	合計
平成26年度	9,778件	965件	950件	5,464件	17,157件
構成比	57.0%	5.6%	5.5%	31.8%	100%

○テレフォンサービス

都税に関する「よくあるご質問」を自動音声サービスで提供

平成 23 年度税制改正大綱（H22.12.16）より抜粋

第 2 章 各主要課題の平成 23 年度での取組み

1. 納税環境整備

（2）租税教育の充実

国民が租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し、社会の構成員として、社会のあり方を主体的に考えることは、納税に対する納得感の醸成と民主国家の維持・発展にとって重要です。

こうした健全な納税者意識を養うことを目的として、国税庁では、次代を担う児童・生徒に対し、租税教育の充実に向けた各種の支援を実施しています。また、税理士・税理士会においても、納税者又は国民への社会貢献事業の一環として、租税教育を通じて申告納税制度の維持発展に寄与するため、小中学校への講師派遣等を積極的に実施しています。

本来、租税教育は、社会全体で取り組むべきものであり、健全な納税者意識のより一層の向上に向け、今後とも官民が協力して租税教育の更なる充実を目指す必要があります。特に、小中学校段階だけでなく、社会人となる手前の高等学校や大学等の段階における租税教育の充実や、租税教育を担う教員等に対する意識啓発について検討し、関係省庁及び民間団体が連携して取り組むこととします。

平成 26 年度東京都税制調査会答申より抜粋

IV その他の検討事項

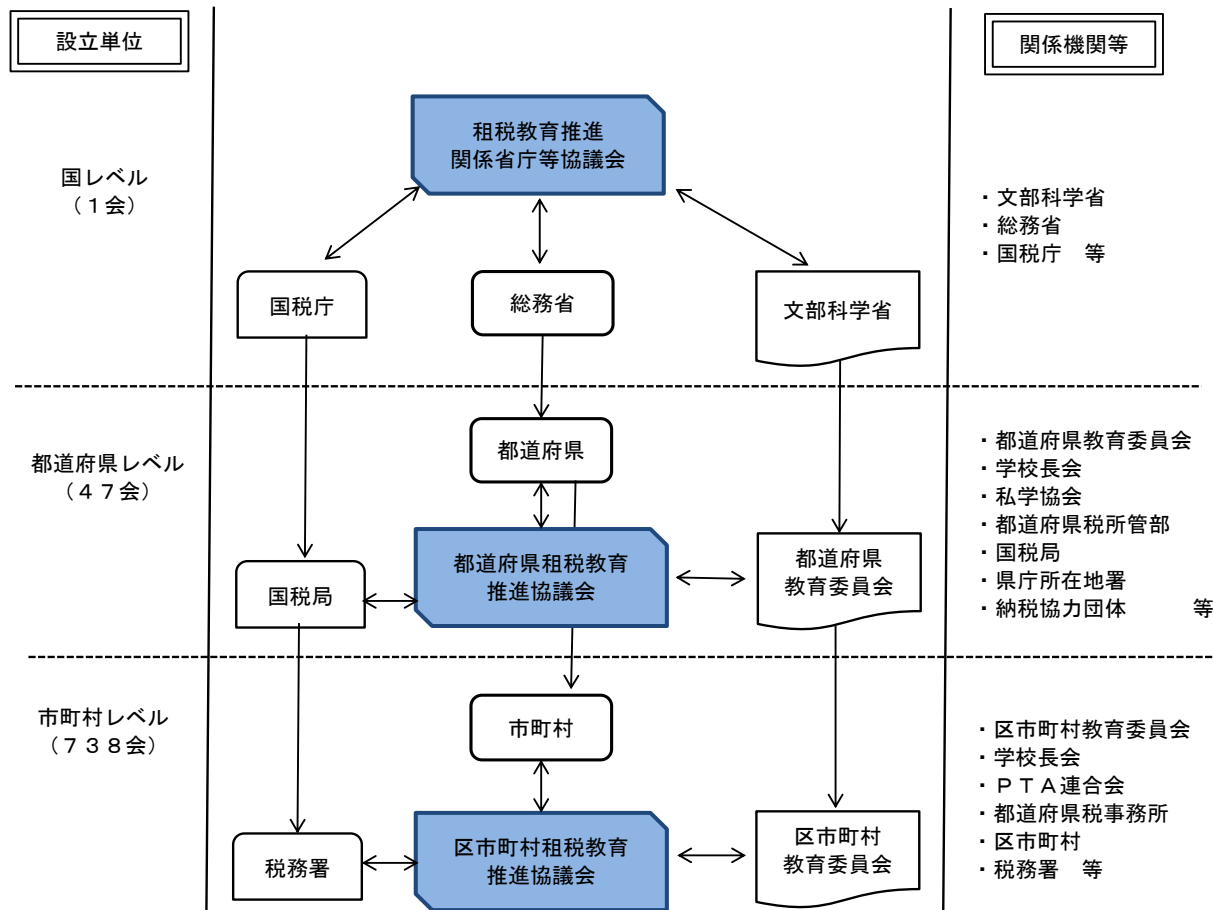
1 公平な徴収を担保する仕組み

(3) 租税教育

- ・ 税は国民生活を支える行政サービスの経費を社会の構成員全体で広く分かち合うものである。納税者一人ひとりが、租税の意義や役割を理解し、その用途に関心を持つとともに、納税者として社会のあり方を主体的に考える姿勢を持つことが望まれる。
- ・ そのため、子どもから社会人に至るまで、段階に応じた継続的な租税教育が重要であり、これにより、租税に対する関心や理解を深め、納税者としての自覚が備わっていくことになる。
- ・ 平成 23 年度税制改正大綱においても、租税教育の充実が掲げられ、国民が租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し、社会の構成員として、社会のあり方を主体的に考えることは、納税に対する納得感の醸成と民主国家の維持・発展にとって重要とされた。さらに、租税教育は社会全体で取り組むべきものであり、小中学校段階だけでなく、社会人となる手前の高等学校や大学等の段階における租税教育の充実や、租税教育を担う教員等に対する意識啓発について検討し、関係省庁及び民間団体が連携して取り組むことがうたわれている。
- ・ 国ではこれまでも、教育関係者、地方自治体、国税庁が連携する租税教育推進協議会や日本税理士会連合会等が中心となって、租税教室等への講師派遣や教材の作成、税の作文募集など様々な租税教育に取り組んできた。
- ・ 都においても、都税事務所が主体となって、地域で租税教室を開催するとともに、ホームページ上に租税教育に関する教材や資料を掲載するなど、租税教育の推進に努めている。
- ・ しかし、今までの租税教育は、「税金を納めなければ必要な財源を賄うことができず、行政サービスが受けられない」という側面ばかりが強調され、租税の役割である所得再分配機能や、納税による社会参加の意義、受益と負担の関係などに対する理解が十分に涵養できていないとの指摘もある。課税側の論理だけでなく、納税者側の視点も取り入れた租税教育を行っていくべきである。
- ・ また、ISSP (International Social Survey Programme 国際社会調査プログラム) の調査によれば、我が国の租税負担率は先進国において最低水準であるにもかかわらず、中間層における痛税感は非常に強い。これは、中間層が税負担に見合うサービス給付を実感できず、税金を負担させられているという意識が強いためと考えられる。税金は取られるものではなく、納得して納めるものという意識が醸成されることが重要である。
- ・ 特に、源泉徴収を基本とする給与所得者について、納税の主体であるとの意識の醸成が不可欠である。
- ・ そのためには、行政の適切な施策と公正な執行はもちろん、税負担と給付の関係が理解できるよう、国民の税に対する意識を啓発していくことも重要である。今後も、関係各団体とも協力し、租税教育について一層の充実を図る必要がある。

租税教育推進体制と協議会設置の経緯

【租税教育推進体制】



【協議会設置の経緯】

年	内容
昭和25年 (1950)	国税局が租税教育を開始
昭和33年 (1958)	熊本県が初めて租推協を発足
平成3年 (1991)	国税庁が文部省・自治省に 県単位の租推協設立を依頼
平成4年 (1992)	東京都租税教育推進協議会 発足
平成6年 (1994)	全道府県で租推協 発足 (会長は各道府県教育長)
平成22年 (2010)	平成23年度税制改正大綱が閣議決定 (租税教育の充実)
平成23年 (2011)	租税教育推進関係省庁等協議会 発足

財政・租税教育の取組の現状（財務省・国税庁）

財政教育の取組

- 広報用パンフレット「日本の財政関係資料」やその簡略版の作成、配布。
- 財務省ホームページ「日本の財政を考える」において、映像資料や予算編成を体験するツールなどの学習支援ツール（「財務大臣になって財政改革を進めよう」等）を提供。
- 地方の財務局において、要請を受けて、出張授業を実施した例あり。

（参考）大学生・院生向けには、講演の実施や、学生政策サークルへの協力を行っている。

租税教育の取組

- 国税庁、文科省、総務省等からなる関係省庁等協議会を設けているほか、県単位、市区町村単位等でも協議会を設け、租税教育を体系的に推進。
- 「税を考える週間における講演会」や「税についての作文コンクール」を実施。
- 税務署、税理士会等を活用して、租税教室への講師派遣や教員等への意識啓発研修を実施。
- 国税庁ホームページ「税の学習コーナー」において、映像資料や税の授業で使用する副教材、その他の教育用教材などの学習支援ツールを幅広く提供。

注 財務省「財政制度分科会」（平成28年4月15日）資料より作成。

租税教育の取組（東京都）

1 租税教育推進協議会の設置

東京都における児童・生徒に対する租税教育の推進及び租税教育の充実を図るための協議会を設置。（構成員：国税局・東京都主税局・東京都教育庁等）

2 租税教室の開催（平成26年度東京都内開催実績）

	小学校	中学校	高校	大学等
開催校数	844校	260校	34校	66校
東京都主税局	53校	8校	1校	7校

（出典）「東京都租税教育推進協議会平成26年度事業報告」

3 副教材等の発行

（数字はいずれも平成26年度実績）

①副教材の発行

教員研究団体の協力のもと専門部会を設置し作成

- ・小学校6年生用 117, 200部
- ・中学校3年生用 118, 400部

[高校生用教材の作成]

租税を通じた高校生の主権者意識の醸成に向け、平成28年度に高等学校専門部会を設置し、教材の作成に向けた検討を実施。

構成員：東京都、国税局、都立高等学校教員及び私立高等学校教員等の関係者など

教材：平成29年度使用開始予定



②教育関係機関向け情報誌の発行

- ・「租推協NEWS」 8, 000部

4 中学生の税に対する作文支援

主催：全国納税貯蓄組合連合会・国税庁

応募総数：695校から77, 703編（平成27年度東京都内実績）

①募集支援

- ②審査・賞状授与（知事賞、主税局長賞、都税事務所長賞）

5 租税教育に関する学習教材を東京都主税局HP上に掲載

- ①学習用アニメ 「タックス・タクちゃん」税金ってなんだろう。
- ②税金クイズ 挑戦してみよう！「タックス・タクちゃんクイズ」

(参考) 高等学校における租税教育の取組例 — 都立稔ヶ丘高等学校

講義のねらい

生徒たちと一緒に「税」を通して社会のしくみを考え、生徒一人ひとりが税金の使途等について公平な判断力を備えるとともに、社会に積極的に参加する意識を醸成する。

授業内容(90分授業)

テーマ	内 容
税の仕組み 意義・役割	国・地方公共団体の役割
	財源調達など税の機能
	税の種類・分類（地方税と国税）
	税の意義と必要性
税から考える 社会の仕組み	公共サービスの受益と負担
	公平な税の考え方（世代間の公平など）
財政の現状と 今後の課題	財政赤字について
	少子高齢化が税金に与える影響について
	納税者として税の使途に関心を持つこと

生徒の声

- 中学3年で租税授業を受けたがあまり理解できなかったの、もう一度学習できてよかった。
- 税金が必要なところ、人たちに適切に使われるようになればいいと思った。
- 日本の財政状況が思ったより深刻だと感じた。
- 財政赤字が続いているので、選挙や納税で不況を改善したいと思った。
- 税金を大切に使うためにも選挙が重要なんだと実感した。

